

村山市猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、適正な飼養を行うことができない猫及び飼い主のいない猫の増加を防止し、生活環境の向上を図るため、飼い猫及び飼い主のいない猫又は多頭飼育猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用に対して補助金を交付することに関し、村山市補助金等交付規則(昭和37年規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (2) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術及び去勢手術をいう。
- (4) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思をもって、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (5) 飼い主のいない猫(保護する) 市内に生息している猫を保護し、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理をする猫をいう。
- (6) 飼い主のいない猫(保護しない) 市内に生息している猫に避妊手術を受けさせ、手術後に保護した場所に戻す猫をいう。
- (7) 多頭飼育猫 不適正な飼育原因により、市内において複数頭が特定の者又は団体等の管理下に置かれており、市長が多頭飼育されていると認めた猫をいう。
- (8) 動物病院 獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定により届け出た県内の診療施設をいう。
- (9) 獣医師 獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条に規定する免許を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 自らが管理する飼い猫に対し、動物病院で獣医師による避妊手術を受けさせる者
- (2) 飼い主のいない猫(保護する)に対し、動物病院で獣医師による避妊手術を受けさせる者

(3) 飼い主のいない猫（保護しない）に対し、動物病院で獣医師による避妊手術を受けさせる者

(4) 不適正な飼育原因により複数の猫が自己の管理下にあり、市長が多頭飼育を行っている」と認めた者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

(1) 避妊手術に要する費用（第2条第6号の猫に対する避妊手術の場合は、耳へのV字カットに要した費用も含む。）

(2) その他市長が必要と認める費用

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、市長の定める予算の範囲内において、不妊手術1件につき1万円又は去勢手術1件につき5,000円を上限とし、補助対象経費が上限額に満たないときは、補助対象経費の額とする。ただし、第3条第1号の飼い猫（保護猫を除く）については補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は不妊手術1件につき1万円若しくは去勢手術1件につき5,000円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算定された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の事前申込）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に動物病院に避妊手術の予約を行い、市長が別に定める日までに、事業計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

（補助事業の中止）

第7条 申請者が、補助事業を中止するときは、事業中止申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

（補助事業等交付申請書及び実績報告書）

第8条 申請者は、事業完了後1月以内又は申請年度の3月末日のいずれか早い日までに、村山市猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 避妊手術費の領収書及び請求明細書等内訳のわかる書類の写し

(2) 振込先口座通帳の写し（申請者名義のもの）

2 規則第14条の規定にかかわらず、第1項の規定による通知をもって、同条に規定する補助金の実績報告書に代えるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条により申請があった場合は、すみやかにその内容を審査し、適当と認めるときは、村山市猫不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書（様式

第4号)により申請者に通知するものとする。

2 規則第15条の規定にかかわらず、第1項の規定による通知をもって、同条に規定する補助金の額の確定通知に代えるものとする。

(遵守事項)

第10条 第3条第1項第3号に該当する申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該手術を受けた猫が、避妊手術済であることが識別できるよう片方の耳にV字カットの措置を講ずること。
- (2) 当該手術を受けた猫を生息場所に戻す場合は、トイレ、餌の管理及び周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るように努めること。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をさせるものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。